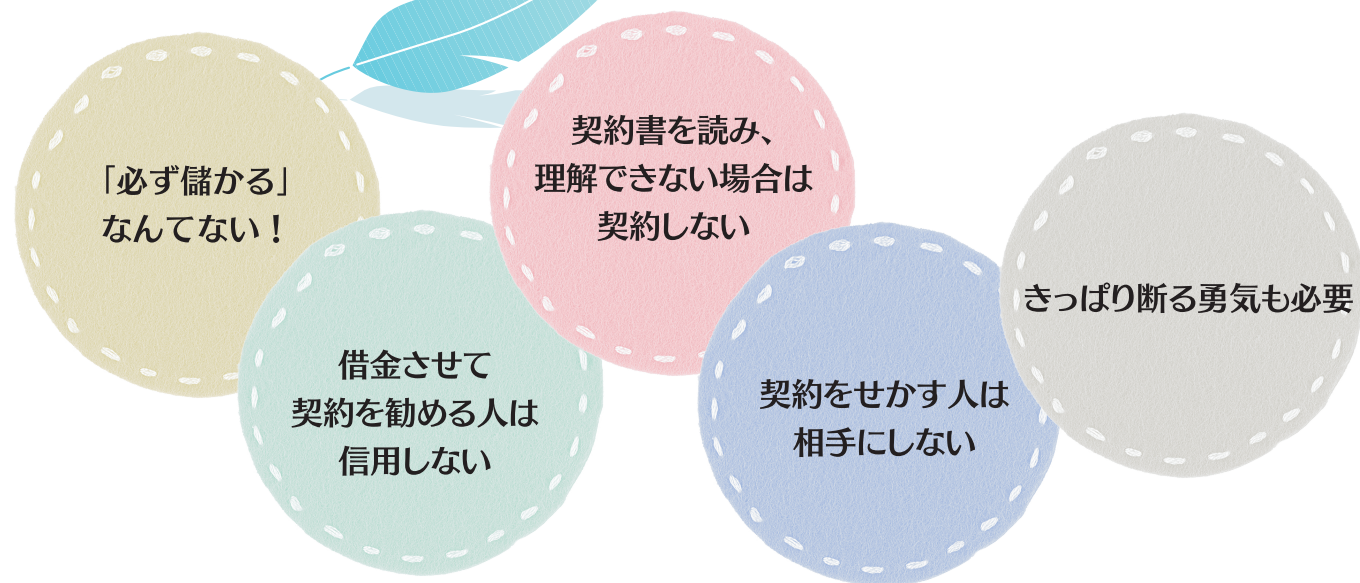


ローンやクレジットは借金です。
約束どおりに返済しないと、
新たなクレジットカードが作れなかったり、
車のローンも組めなくなります。
社会的信用を失います。
そうならないよう、自分を守るために

契約トラブルにあわないために 知っておきたいポイント

あなたは
大丈夫？

胸に刻んで！



困ったときの相談先 消費生活センター

契約トラブルや商品・サービスに関する相談窓口です。
消費者トラブルや借金問題で困ったり、
不安に感じるものがあたら、
一人で悩まずに、相談しましょう。

行政機関なので、相談は無料。
秘密は守られるので安心して、相談してください。



消費者トラブル事例等の情報は
「福岡県消費生活センターHP」へ

消費者ホットライン

TEL (局番なし)

い や や
188

※お住まいの地域の消費生活センターにつながります
※ナビダイヤルです

福岡県消費生活センター

TEL 092-632-0999

月曜～金曜 (電話・面談) 9:00～16:30 / 日曜 (電話のみ) 10:00～16:00
〒812-0046 福岡市博多区吉塚本町13-50 福岡県吉塚合同庁舎1階



いったん結んだ契約は「やめたい！」と思っても
容易にやめることはできません。

後悔しないためにも、
安易な気持ちで契約することはやめましょう。

わたしは大丈夫！と思っても、
実際にあった消費者トラブルを知り、
自分の身を自分で守っていくにはどうしたらいいか、
考えてみませんか。





「儲かる投資」だったはずが… SNSで知り合った人から騙された!

事例

SNSで知り合った人から「儲け話がある」とカフェに誘われ、投資用教材が入っているUSBメモリー30万円を勧められた。高いと思ったが、「これを使えば簡単に儲かる」と言われ、クレジットカードで支払った。購入後、投資してみたが、全く儲からない。

ここを反省 ★ SNS上で知り合った人を簡単に信用してしまった
★ 「簡単に儲かる」に惑わされた

- 簡単に儲かるとうたう情報商材(USB、DVD、アプリケーション)などには要注意!
- ローンの支払いを延滞させると、「信用」を失います。その後ローンやクレジットカード、スマートフォンの契約が組めなくなるおそれがあります。

「必ず儲かる」なんてない!

個人情報を簡単に教えない!



アンケートモニター詐欺被害!

事例

学校の近くで「アンケートモニターのバイトがある」と知らない男に呼び止められた。ファミレスに移動し、アンケートに答え、その場で5,000円もらった。アンケート登録に個人情報が必要、登録すれば追加の報酬を銀行に振り込むと言われ、電話番号、銀行口座番号と暗証番号を伝えた。合わせて、運転免許証と自分の顔写真も撮られた。

後日、銀行口座に消費者金融からの引き落としがあったので問い合わせると、30万円借り入れしたことになっていた。

ここを反省 ★ 知らない人に運転免許証を撮らせ、銀行口座の暗証番号を伝えた!

- 他人に身分証明書の画像を撮らせたり、銀行口座番号やキャッシュカードの暗証番号などを伝えてしまうと、消費者金融等で本人の了承なく第三者に借り入れされてしまう可能性があります。

契約をせかす人は相手にしない!



お試し500円のサプリメント頼んでないのにまた届いた!

事例

「お試し500円!」というダイエット用サプリメントのネット広告を見て、気軽に申し込んだ。1回目の商品が届いてしばらくして、注文していないのに2回目の商品が届き、5,000円の請求書も同封されていた。驚いて契約内容を確認すると、5回購入が条件の定期購入の契約となっていた。効果がないので断りたい。

ここを反省 ★ 「お試し500円」だけしか見ず、契約内容(契約総額、契約期間)をよく確認しないまま注文した

- 通信販売にはクーリング・オフ制度はないため、購入者の一方的な都合で解約をすることはできません。契約総額や契約期間など、しっかりと確認して注文しましょう。注文時の契約画面など、スクリーンショットで保存しておきましょう。

安いモノには理由がある?!

契約内容をしっかり確認!



賃貸アパート退去時の高額な修繕費払わないといけない?

事例

2年間住んだ賃貸アパートから転居することになり、きれいに掃除をした。チェックに立ち会った業者から壁紙の汚れを指摘され、補修費用や清掃代として高額な請求を受けた。

ここを反省 ★ 契約時に、原状回復の範囲や内容などについて不利な条項や特約が設定されていないか、確認していなかった。

- トラブルを防止するために、入居時に家主や仲介業者などの貸主側と一緒に部屋の状況を確認するようにしましょう。キズや汚れなど、確認した内容をメモや写真に撮り、証拠として残しておくことも大切です。



10回コースの脱毛エステ1回も行ってないのに、お店が倒産!?

事例

エステ店でお試しの脱毛エステを受けた後、10回のコースを勧誘された。高額だったが、今日契約するとお得なサービスやキャンペーン割引があるからとスタッフにすすめられ、契約し、料金を現金一括で前払いした。

後日、1回目の施術を受けるためお店に行ったところ、お店が閉まっていて、ドアには「閉店しました」との紙が貼ってあった。SNSには倒産したらしいと沢山の書き込みがあった。

ここを反省 ★ 長期間の継続的な契約のリスクを考えなかった
★ 「お得なサービス」「キャンペーン」「割引」という言葉に惑わされた

- エステ契約は、契約期間後8日間はクーリング・オフできます。また、それが過ぎても、解約料は必要ですが、中途解約の制度もあります。

自分の身は自分で守りましょう

